

第4回地域主権調査特別委員会<11/9(火)>の意見

項目	国に対して出す意見書	県に対する提言(委員長報告)	委員会としての議論
1 国と地方の協議の場の法制化	地域の実情を踏まえた地方からの提案などを法律上保障する「国と地方の協議の場に関する法律案」の早期成立を求める。 あわせて、地域の声を吸い上げる仕組み作りも行うよう要望する。		地方六団体のなかで情報共有や統一した意思形成ができるようブロック単位などで協議会を設置する。 ブロック化を提案すると、道州制や広域連合政府論にまで広がる。
2 国の出先機関改革	補完性の原理に基づき、国と地方の役割分担を明確にし、地方でできる機関はすべて地方に移管するとの原則のもと、政治主導により、権限と財源が集中している国の出先機関の原則廃止に向け、積極的に実行するよう要望する。	今こそ、地域主権の実現に向け、「国に残ざるを得ない事務は何か」という観点から国と地方の役割分担の見直しを行い、県として受け入れることのできる具体的な事務について、その人員や県民の利便性などをシュミレーションする等積極的な姿勢を示すべきである。	県は、この事務がきたらどうなるか、県政への影響をシュミレーションしたうえで、この事務は受入できる、できないを具体的に提示するよう要望する。 事務受け入れの積極的な姿勢を国に対して発信することができる。 各事務に対するシュミレーションは、膨大な作業量になる。もう少し国の制度設計が明らかになつた段階でシュミレーションしたほうがよい。
3 補助金の一括交付金化	かつての「三位一体の改革」の二の舞にならないよう、一括交付金の総額を全額確保するよう強く求め る。 なお、法令上ナショナルミニマムに 関連する義務的経費については対 象外とすることも要望する。	平成22年10月7日開催の第6回 地域主権戦略会議で大阪府知事が示したように、具体的な補助金の問題点を明示し、一括交付金の制度設計を進めるよう県からも積極的に取り組むべきである。 一括交付金化後は、箇所付けについての議論を深めていきたい。	一括交付金化された後、県の中で財政民主主義を働かせるために、議会としてどのように関わっていくか。 現行は、議院内閣制ではない。一括交付金化に伴い、執行部の政策決定に踏み入るべきではない。